

平成26年度 第1回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成26年4月24日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成26年度 第1回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成26年4月24日(木)
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 4番 柳葵 5番 井阪晴美
6番 中林敬 7番 梶谷廣美 8番 西山一高 9番 井手上治己
10番 尾家富千代 11番 井阪征郎
以上10名出席
- 欠席委員 3番 下名迫勝實
以上1名欠席
- 事務局員 事務局長 松本嘉文
事務局員 下西修造 門谷 佳彦 垣内 宏樹
- 関係者
- 議事事項 報告第1号 職員の任免について
議案第1号 農地法第2条 非農地証明交付申請の承認について
議案第2号 農用区域から除外する措置について
議案第3号 農用区域から農業用施設用地に区分変更する措置について
- 議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。定刻の時間となりましたので、ただいまより平成26年第1回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本日の出席委員でございますが10名、欠席委員1名、欠席委員3番、下名迫勝實です。

高野町農業委員会会議規則第9条の規定に基づく規定数を超過しておりますので、本日の委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして事務局長より御挨拶を申し上げます。

事務局長

こんにちは、本日はお忙しい中、平成26年度第1回の農業委員会に御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

私、挨拶というよりも自己紹介を兼ねて挨拶というふうな形で御挨拶させていただきます。

前佐古課長が退職されるに当たって、私、生活環境課のほうにいたんですけども、まち未来課長ということ命ぜられました。私もこのまち未来課の業務についてことがなくて、ちょっと勘弁してよという話も言ったんですけども、それはならんということで、今、日々勉強をしているところでございます。

農業委員会につきましても、農地の専業や開発を抑制するというふうなことしかまだわかっていないような状況でございます。皆さんの御協力のもと頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。これで、挨拶とさせていただきます。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございました。

続きまして、審議に入らせていただきます。

まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員について、事前に議長に御指名いただいております、本日の署名委員につきましては、4番、柳委員、5番、井阪晴美委員をお願いいたします。

続きまして、議長の選出については、高野町農業委員会会議規則第8条により、当会の会長となっておりますので、井坂会長より進行よろしく願いいたします。

井阪（征）議長

まず、定期条例松本さんがまち未来課の課長に就任しはって、第1回の高野町農業委員会の定例会で挨拶がありましたように、これからもよろしくお願いいたします。

では、平成26年度第1回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

続きまして、報告第1号、職員の任免について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

報告第1号、職員の任免について、本委員会事務局職員について、下記のとおり発令されたので委員会に報告する。

平成26年4月24日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎

1、松本嘉文、平成26年4月1日、高野町農業委員会事務局長を兼任する。

2、佐古典英、平成26年3月31日、高野町農業委員会事務局長を免ずる。

平成26年度4月1日付人事異動に伴う農業委員会事務局の移動について、報告を行うものでございます。

以上でございます。

井阪（征）議長

ありがとうございました。

続きまして、議案第1号、農地法第2条、非農地証明交付申請の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第1号、農地法第2条、非農地証明交付申請の承認について、別添の農地につき農地法第2条、農地でない旨の証明願があったので審議願いたい。

平成26年4月24日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎。

次のページをごらんください。

番号1、農地の所在、西富貴字・・・・・・番・、農振区分につきましては農振農用地域外でございます。

土地、登記簿の地目及び現況地目については、それぞれ登記地目は畑、現況地目は庭、現況の状態が庭でございます。

申請面積につきましては651平方メートル、所有者、申請者の住所でございます、大阪府・・・・・・、氏名、・・・・氏、土地の状況でございますが、昭和35年ごろに庭木として植樹を行い、その後、小屋等を建築し現在に至っています。

場所につきましては、次のページに載っております場所でございます。農地法第2条の判断基準である昭和27年10月21日、農地法施行後以降、何だかの原因で農地に転用した土地で、土地兼用の事実行為が既に20年以上経過している場合、周囲の状況から判断し、将来的にも農地として使用することが困難な場合は非農地として証明することができるとなっております。以上のことから、今回の申請地においては昭和35年ごろ庭木を植樹し、その後、小屋等を建築し現在の状態になっていることから、上記のとおり非農地としての許可可能と判断できる案件でございます。現地調査につきましては、4月2日に、担当農業委員の井阪晴美氏と事務局

で行っております。現地調査報告については、後ほど委員から御説明があるかと思えます。

以上でございます。

井阪（征）議長

続きまして、現地調査報告について、担当の農業委員より御報告をお願いいたします。

井阪（晴）委員

5番井阪です。

事務局のおっしゃいましたとおりです。

番号1について、平成26年4月2日に、事務局の垣内主事とともに現地調査を行いました。

当該申請地においては、昭和35年ごろに庭木として植樹を行い、その後、小屋等を建築して現在に至っております。

以上、現地において農地法第2条の農地でない旨を確認しています。

報告を終わります。

井阪（征）議長

ただいま、事務局より担当農業委員より説明ありましたが、御意見、御質問ございませんか。

各委員

（「異議なし」の声あり）

井阪（征）議長

御意見なければ、議案第1号について可決といたします。

続きまして、議案第2号、農用地区域から除外する措置について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第2号、農用地区域から除外する措置について、別添のとおり、高野町長より農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき変更するため、同法施行令（昭和44年政令第254号）第3条の規定により、農業委員会の意見を求める。

平成26年4月24日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎。

次のページに、今回除外をする区域の筆数6筆を明示しています。

場所等については、次ページ以降に記載しておりますのでごらんください。

除外の所在地、高野町大字・・・・・・・・・・番ほか4つでございます。登記簿地目及び現況地目については、それぞれ田、畑、ため池等がご

ざいます。

除外面積6筆合計1,920平方メートル、除外の目的等としましては、太陽光発電設備の設置を行うということになっております。

申請者住所、氏名については、大阪府・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・氏でございます。

申請人は御本人でございます。

今回の案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき変更を行うため、同法施行令第3条に対する意見書を書いてございます。

通常農業振興地域の除外を行うには、法第13条第2項の要件を全て満たす必要がございます。

その要件につきましては、2ページ後のほうに載っておる要件でございます。

この該当土地の除外により、農用地等の以外の用途に供することが必要かつ適正であり他の土地に変えることが困難であること。

代替性の検討のことでございます。

次については、当該除外により、農用区域の農業地集団化、農業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用が必要ないことが地番的に支障がないかどうかの判断ということになります。

次の3号要件としましては、当該除外により、農業区域内の効率的かつ環境的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障があるか。

認定農業者との利用申請に関する支障があるかどうかの判断でございます。

4番、当該除外により、農用区域内の法第3条第3項の施設に支障がないかどうか。

その施設等ということでございますが、該当するかどうかということでございます。

5番目は施行令第10条第3項第2号にある土地の除外をする場合は、政令に定める基準に適合しているか、土地改良事業を実施した場合でございます。

今回の事項要件につきましては、議案第1号は除外を直ちに実施することや、代替地等の検討を行った結果、条件が合致する場所から当該地においてすることがやむを得ないと判断できることとなります。

第2号については、住宅地区に隣接していることから影響が少なく基盤整備等の予定が今後もないことから該当するということでございます。

第3号については、担い手等による利用集積が当該地区においては見込みがないことが予想されることから影響が少なく考えております。

第4号につきましては、当該周辺地域の施設等は現状のままであることから影響が考えられなく、また申請地にはため池等が存在するが、既に水の貯留機能等がなく影響がないと判断できるものであります。

次の第5号要件については、当該の申請地においては土地改良事業等を実施していないので該当しないということになります。

以上、5要件を全て合致することから、農業振興地域の目的達成等に影響がないことから、事務局としてはやむを得なく同意できるものと判断しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

井阪（征）議長

ただいま事務局より説明がありました。御意見、御質疑等ございませんか。

柳委員

4番柳です。

農地にこのような事業をする場合は、同様の手続きが必要か。

事務局（門谷佳彦）

当該の申請箇所におきましては、農業振興地域内の農業用用地でありますので、まず転用を行う場合は、農業振興地域の農用地から外すという手続が必要になりますので、今回その農業振興地域の農用地から除外をする、外すという申請になります。

条件としましては、やめるのに同意するといった重要件で出す場合に、農地法第4条の転用の許可申請を行うことという条件をつけて回答する予定となっておりますので、この後、除外完了後、農地の転用許可申請書が上がってきて、改めて皆様の御審議をいただいた後、県の農業会議でまた申請をいただいて許可になるという方針になりますので、おおむね12月ごろの許可の同意がとれるかと思っております。

井阪（征）議長

他にご意見等ございませんでしょうか。

各委員より

（「異議なし。」）

井阪（征）議長

御異議なければ、議案第2号について、可決といたします。

続きまして、議案第3号、農用地区域から農業用施設用地に区分変更する措置について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第3号、農用地区域から農業用施設用地に区分変更する措置について、別添のとおり、高野町長より農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき変更するため、同法施行令（昭和44年政令第254号）第3条の規定により、農業委員会の意見を求める。

平成26年4月24日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎。

次のページに詳細が載っております。区分変更の所在につきまして、高野町大字・・・・・・・・・・番の・、登記簿地目及び現況地目それぞれ田、除外面積については90平方メートル、除外目的として農業用倉庫の設置でございます。

申請者の住所及び氏名につきまして、和歌山県伊都郡・・・・・・・・・・番地、氏名につきましては、土地名義人として、亡人・・・・・・・・氏、そして申請者の相続人・・・・・・・・氏でございます。

今回申請は、先ほどと同じ条文でございますが、こちらの場合は除外をするのではなく農用地のまま区分の変更を農地から農業用施設用地という区分に変更するものでございます。

今回の場合については、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条における農業振興地域整備計画にかかる軽微な変更というふうに該当いたします。

軽微な変更とは先ほど申しましたとおり、通常の除外としては農用地から農用地以外にすることを目的として除外する場合があります。今回については、農業用施設用地として、農用地内において区分を変えるということでございます。

その理由としては、農業の目的として、土地の所有者その者が行う場合は軽微な変更をすることができるというふうに法律でなっております。

今回の申請地につきましては、後ろのほうに書いておりますとおり、東富貴の川沿い1つ目のところでございます。

この場所に、一番最後のページにその農業用施設の小屋の設計図というのをつけさせていただいております。

今回の施設については、当該委員が建てかえを行う際に、現状は宅地の住宅の横に倉庫を建てておるところですが、手狭になったり老朽化が問題となり、また夜間の作業に、近所に騒音等の心配等があることから、住宅地から離れた農業地内において、新たに倉庫を建設し農業を営むことという理由でございますので、農業施設を建てかえすることから農業振興地域の整備に影響することが考えられないということでございますので、事務局としてはやむを得なく同意するものとして判断をしております。

なお、先ほどと同様にこちらの場合も意見のほうで農地法施行規則第32条の届け出をするよう指導を行うようにしております。

以上でございます。

井阪（征）議長

ただいま事務局より説明がありました。ご質問等ございませんか。

井阪（晴）委員

5番井阪です。

これ、下名迫勝實さんにその土地は相続されているんですか、してなかったもこれは農業小屋として建てられるんですか。

事務局（門谷佳彦）

相続はされていません。

農業振興地域の整備計画にかかる申請の場合においては、必ずしも相続をする必要がない。

法律でそこまで求めてないということで、相続人という申請者が相続人との話をきちんとつけていただいているということです。

あと、・・・さん自体が今既にその土地の管理人というふうになっているということをお聞きしておりますので、問題はないということでございます。

ただ、農地の転用であるとかそういう場合は権利が動きますので、必ず権利、相続を完了するとかという必要がありますが、農業振興地域の除外等に関しては、あくまでもその対象地を青地から白地にするとかという話になりますので、どこまで相続人さんというのが関係なく、実際に申請する人の意思が、申請する人イコール耕作する人というパターンが一番多いので、その人が必ずしっかりとした目的を持って、そういう申請であれば、その法の条件に合致すれば除外及び用途変更というふうな手続上問題はないというふうになっております。

井阪（晴）委員

わかりました。

井阪（征）議長

他にご意見等ありませんか。

各委員より 「異議ありません。」

井阪（征）議長

異議がなければ、議案第3号は可決といたします。

以上で、予定しました議案審議は全て終了いたしました。

その他の件について、事務局及び委員の皆さん、何か御意見ございませんか。

事務局（門谷佳彦）

その他の案件です。

お手元に、日々安全命にかえるものはなし2014年農作業安全確認運動のシールと書いた資料をお配りしております。

毎年、農作業の事故防止の啓発として、安全に努めていただくことを周知して、お配りをしておるところでございますので、担当局におかれましては、

枚数に限りがありますので、そんなに枚数はありませんので、地区の農業者さんにこれを貼って事故がないように努めていただくようにしてくださいと啓発のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

井阪（征）議長

ほかにございませんか、委員さんで。

これをもちまして、第1回高野町の定例会を終わらせていただきます。

*****午前10時30分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成26年5月2日

会 長 _____

署名委員 4 番 _____

署名委員 5 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。